



2025 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 新晃工業株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 末 永 聡
(コード番号：6458 東証プライム)
問合せ先 代表取締役副社長
管理本部長 青 田 徳 治
(TEL 03-5640-4159)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 7 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 8 月 22 日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 232, 500 株
(3) 処分価額	1 株につき 1, 324 円
(4) 処分総額	307, 830, 000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2025 年 8 月 7 日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）および一部執行役員（国内非居住者を除く。）（以下「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に係る自己株式の処分について決議いたしました。なお、本制度の概要につきましては、2024 年 5 月 24 日公表の「取締役および一部執行役員に対する業績連動型株式報酬制度導入のお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する株式交付信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式報酬規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 77, 373, 705 株に対し 0. 30%（小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 713, 813 個に対する割合 0. 33%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式報酬規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2025年8月19日（予定）
信託の期間	2025年8月19日～2027年8月31日（予定）
制度開始日	2025年8月19日（予定）
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025年8月6日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である1,324円としています。

取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、算定根拠として客観性が高く処分価額として合理的であると判断したためです。

また、当該株価は、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（2025年7月7日から2025年8月6日まで）の終値の平均値である1,272円（円未満切捨て）に104.09%（乖離率4.09%）を乗じた額であり、同直前3か月間（2025年5月7日から2025年8月6日まで）の終値の平均値である1,235円（円未満切捨て）に107.21%（乖離率7.21%）を乗じた額であり、同直前6か月間（2025年2月7日から2025年8月6日まで）の終値の平均値である1,225円（円未満切捨て）に108.08%（乖離率8.08%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上